



2018年11月

三井住友銀行（中国）有限公司 企業調査部
木村 拓雄

中国環境規制の現況と日系企業のビジネスチャンス

中国政府は、ここ数年取り組んでいる環境問題の解決に向けた政策を足元で一段と加速させており、各社の生産活動や投資戦略に大きな影響が及んでいます。一方、関連技術を有する日系企業にとってはビジネスチャンスの拡大につながるとみられ、今後の動向が注目されます。

中国環境規制のこれまでの経緯

中国は2001年のWTO加盟以降、「世界の工場」として急速に発展を遂げてきました。一方、生産活動の拡大を優先し、環境保全への対策は不十分であったことから、環境汚染が深刻化しました。

こうしたなか、PM2.5が社会問題化するなど中国における環境汚染への関心が国内外で急速に高まってきたことを受け、政府は2015年1月に四半世紀ぶりに「環境保護法」を改正、まずは「大気汚染」対策を中心に基準や罰則規定を先進国並みの水準にまで引き上げました。

さらに、2016年1月には、規制の実効性を担保するため、中央政府直轄の「環境保護監査チーム」を設置し、2017年末までの2年間で環境保護法の遵守状況の個別監査を全省に対し実施、現在も各地で継続的に監査が行われています。同チームには「環境保護部」のみならず、共産党の人事を司る「中央組織部」や、汚職を取り締まる「中央紀律検査委員会」のメンバーも加わることで、監査結果が各地方政府の官僚の評価に直結する仕組みとなっており、違反企業の処分に加え、官僚の降格や免職などの措置も急増していま

す。

また、政府は環境保護監査チームによる監査に加えて、「市民による監査」も全国で強化しています。具体的には、市民による環境規制違反行為の告発を奨励する「環境保護ホットライン」を設け、その通報手段に2015年からインターネットやSNSを追加したほか、2016年からは通報奨励金を各地で増額するなどして、市民からの情報収集を強化しています。

図表1 環境保護関連政策

施行時期	政策
2015年1月	環境保護法(改正)
2016年1月	環境保護監査法
2016年1月	大気汚染防止法(改正)
2016年11月	廃棄物汚染防止法(改正)
2018年1月	水質汚染防止法(改正)
2019年1月	土壌汚染防止法

(出所) 国務院、環境保護部資料を基に弊行作成

各社への影響

これらの取り組みにより、環境保護監査チームは、足元までに化学や非鉄、石炭、セメントメーカーなど約10万社の違反企業に対して生産制限・停止命令を下したほか、総額16.4億元(約266億円)に上る罰金を課しています。また、地方政府でも、各省のトップ主導で独自に企業に対する生産制限や罰金、生産能力増強の禁止、工場移転などの指導・処分を進めていることから、実際にはより大きな影響が生じているとみられます。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。



実際に、中国に進出している日系企業の一部でも、罰金や生産停止処分を受けているほか、「中国地場の仕入先の生産停止により原材料が調達出来ない」、「企業ごとに汚染物質排出量の上限が定められるようになり、減産か追加の環境対策設備の導入が必要。生産能力増強も認められない」との声が聞かれるなど、企業活動への影響が顕在化しています。

今後の環境規制の方向性と対応策

中国政府は、先行して注力してきた大気汚染対策が一定の成果を上げつつあることから、今後は「水質」、「土壌」へと環境規制の範囲を拡大していく見通しです。具体的には、2018年1月に改正「水質汚染防止法」が施行されたほか、9月にはこれまで後回しにされてきた「土壌汚染防止法(2019年1月施行)」が制定されたことから、細則や条例、地方政府毎の関連法規が順次発表されていくとみられます。

このため、企業が今後中国で生産活動を行う際には、①大気・水質・土壌の各分野における自社の規制遵守状況を確認することはもちろん、②仕入れ先の環境規制対応状況の確認や、③サプライチェーンに影響が生じた場合に備えた代替調達先の確保、④地域ごとの産業政策・環境規制を踏まえた中国全体の生産戦略見直し(地方政府独自の生産能力増強禁止や工場移転を受けた場合のコンティンジェンシープラン策定)などが重要になります。

日系企業のビジネスチャンス

一方、環境規制の強化に伴い、関連技術を有する日系企業のビジネスチャンスは急速に拡大する見通しです。具体的には、PM2.5の原因物質の一つであるVOC(揮発性有機化合物)を濃縮・燃焼する装置や、水中の有害物質を除去する水処理膜など日系企業が強みを有する分野で幅広く期待されています。

もともと、日系企業が中国で環境ビジネスを拡大させるうえでは、①中国における知名度の低さ、②現地の法規制・関連当局への対応力、③中国企業とのコスト競争力、などが課題となるケースも少なくありません。このため、今後、各社においては現地の規制や基準に対応した低価格製品の投入や、これに向けた現地開発体制の拡充、中国企業・現地代理店との協働等が重要とみられ、今後の各社の動向が注目されます。(木村)

図表2 日系が強みを有する環境関連製品の一例

分野	需要拡大が見込まれる環境関連製品の一例	日系が強みを有する分野の一例
大気	・排ガス回収・処理・モニタリング設備 ・ガスボイラー ・VOCを排出しない塗料	VOC濃縮・燃焼装置、触媒、ガスボイラー、水性塗料、分析機器など
水質	・工業排水処理設備・モニタリング機器 ・污泥処理設備など	高度水質処理設備、水処理膜、污泥処理、淡水化技術など
土壌	・分析計測機器 ・土壌修復設備・工事 ・環境負荷の低い農業・飼料など	土壌修復、農業など

(出所)弊行作成

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊行が一般に信頼できるとされる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を弊行で保証する性格のものではありません。また、本資料の情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いただきますようお願い致します。本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断での複製または転送等することを禁じております。